

統計学

第 106 号

論文

厚生労働省の生活扶助相当CPIをめぐる一考察

..... 上藤 一郎 (1)

研究ノート

1980・90年代の為替レートと日本の金融政策

— 長期制約VECモデルアプローチ —

..... 岡野 光洋 (17)

欧米諸国のビジネスレジスターの状況について

..... 菅 幹雄 (29)

本会記事

支部だより..... (38)

『統計学』投稿規程..... (42)

2014年3月

経済統計学会

創刊のこ と ば

社会科学の研究と社会的実践における統計の役割が大きくなるにしたがって、統計にかんする問題は一段と複雑になってきた。ところが統計学の現状は、その解決にかならずしも十分であるとはいえない。われわれは統計理論を社会科学の基礎のうえにおくことによって、この課題にこたえることができると考える。このためには、われわれの研究に社会諸科学の成果をとりいれ、さらに統計の実際と密接に結びつけることが必要であろう。

このような考えから、われわれは、一昨年来経済統計研究会をつくり、共同研究を進めてきた。そしてこれを一層発展させるために本誌を発刊する。

本誌は、会員の研究成果とともに、研究に必要な内外統計関係の資料を収めるが同時に会員の討論と研究の場である。われわれは、統計関係者および広く社会科学研究者の理解と協力をえて、本誌をさらによりよいものとするを望むものである。

1955年4月

経 済 統 計 研 究 会

経 済 統 計 学 会 会 則

第1条 本会は経済統計学会（JSES : Japan Society of Economic Statistics）という。

第2条 本会の目的は次のとおりである。

1. 社会科学に基礎をおいた統計理論の研究
2. 統計の批判的研究
3. すべての国々の統計学界との交流
4. 共同研究体制の確立

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌『統計学』の発刊
3. 講習会の開催、講師の派遣、パンフレットの発行等、統計知識の普及に関する事業
4. 学会賞の授与
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は第2条に掲げる目的に賛成した以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 院生会員
- (3) 団体会員
- 2 入会に際しては正会員2名の紹介を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 本会の会員は機関誌『統計学』等の配布を受け、本会が開催する研究大会等の学術会合に参加することができる。

- 2 前項にかかわらず、別に定める会員資格停止者については、それを適用しない。

第6条 本会に、理事若干名をおく。

- 2 理事から組織される理事会は、本会の運営にかかわる事項を審議・決定する。
- 3 全国会計を担当する全国会計担当理事1名をおく。
- 4 渉外を担当する渉外担当理事1名をおく。

第7条 本会に、本会を代表する会長1名をおく。

- 2 本会に、常任理事若干名をおく。
- 3 本会に、常任理事を代表する常任理事長を1名おく。
- 4 本会に、全国会計監査1名をおく。

第8条 本会に次の委員会をおく。各委員会に関する規程は別に定める。

1. 編集委員会
2. 全国プログラム委員会
3. 学会賞選考委員会
4. ホームページ管理運営委員会
5. 選挙管理委員会

第9条 本会は毎年研究大会および会員総会を開く。

第10条 本会の運営にかかわる重要事項の決定は、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度の起算日は、毎年4月1日とする。

- 2 機関誌の発行等に関する全国会計については、理事会が、全国会計監査の監査を受けて会員総会に報告し、その承認を受ける。

第12条 本会会則の改正、変更および財産の処分は、理事会の審議を経て会員総会の承認を受けなければならない。

付 則 1. 本会は、北海道、東北、関東、関西、九州に支部をおく。

2. 本会に研究部会を設置することができる。
3. 本会の事務所を東京都町田市相原4342法政大学日本統計研究所におく。

1953年10月9日（2010年9月16日一部改正[最新]）

厚生労働省の生活扶助相当CPIをめぐる一考察

上藤一郎*

要旨

本稿の目的は、厚生労働省が公表した生活扶助相当CPIの問題点を、「証拠に基づく政策」という視点から検討することである。特に事実証拠として加工統計を使用する際の問題点を取り上げ、情報源としてのデータだけではなく加工方法についても事実証拠としての「信憑性」が問われるべきであることを指摘する。このためまず、物価指数の算式をめぐる学説史を振り返り、生活扶助相当CPIが過去の学説に照らし合わせてみても異例なCPIであることを明らかにする。それに続いて、このCPIが公表された政治的経緯と政策決定に及ぼした影響を詳らかにし、日本における「証拠に基づく政策」の立ち遅れた実態を明らかにする。更に、これらの検討を通じて加工統計における事実証拠の「信憑性」の必要性を示す。

キーワード

消費者物価指数、生活扶助相当CPI、ラスパイレス指数、証拠に基づく政策、生活保護

はじめに

近年、「証拠に基づく政策（evidence based policy）」の重要性がしばしば指摘される。政策の立案や評価は事実証拠に基づき行われなければならないという主張であり、言うまでもなく公的統計は、その事実証拠の有力な一つと目される。例えば西村（2005）は、2004年に開催されたOECDのフォーラムを取り上げ、そこから「証拠に基づいた政策」を進展させようとする国際社会の大きな流れを読み解いている¹⁾。その一方で西村（2005）は、このような国際的動向に反して、日本の政策当局には、統計指標を政策立案評価に繋げようとする意識が稀薄で、「客観性に疑問のある様々な「データ」を作り出して国民を「説

得」しようとする態度」が未だに見て取れると指摘している²⁾。

同様の指摘は竹内（2011）も行っている。それによれば、統計データが事実証拠の大きな情報源を占めているにも拘わらず、わが国の政策ではこれらを活用する視点に乏しく、信頼性の高い統計データに基づき合理的な政策の立案・運営に当る必要があり、そのためには公的統計の充実を図ることが肝要であると説かれている。

西村（2005）や竹内（2011）の指摘については全く異論がない。しかしこれらの指摘は、主に政策の当局者側に向けられたもので、政策の受容者側の立場からは、事実証拠の信憑性も問題とすべきであろう。そのため上藤（2013）では、事実証拠の透明性と検証可能性という視点が欠かせないことを指摘しておいた。どのような事実証拠に基づいて分析を行い、どのような結論を導き出した上で政策

* 静岡大学人文社会科学部
〒422-8529 静岡市駿河区大谷836
jiuwafu@ipc.shizuoka.ac.jp

を立案し運営しているのか。これらの点を開示し、政策に対する国民の理解が得られるよう政策当局は努めなければならない。同時に、誰もがこれらの事実証拠にアクセスでき、政策の妥当性が検証可能でなければならない。これが筆者の考える事実証拠の透明性と検証可能性である。もちろん、個票データのように無制限に開示できないデータや情報はある。とは言え、民主化された社会においては、「証拠に基づく政策」も国民の合意を必要とするわけであるから、政策当局が可能な限り事実証拠の透明性と検証可能性を担保しておくことは、「証拠に基づく政策」の実現を図る上で必要不可欠な条件であると筆者は考えている。

そこで本稿では、「証拠に基づく政策」の立ち遅れた現状を具体的な事例を通じて実証し、これら2条件の必要性を示したい。特に加工統計に焦点を当て、情報源としてのデータだけではなく加工方法についてもこれら2条件の視点が必要であることを明らかにする。

取り上げるのは、厚生労働省が公表した「生活扶助相当CPI」である。厚生労働省社会・援護局（2013）によれば、このCPIは、総務省統計局が現行のCPI（消費者物価指数）で採用している「平成22年基準」の588品目のうち、生活扶助に相当しない71品目を差し引いて再計算されたCPIであるとされる。しかしこのCPIは、物価指数の算式をめぐる過去の学説に照らし合わせてみても異例としか言いようのないCPIであると看做し得る。

そこでまず本稿では、物価指数の算式をめぐる学説史を振り返り、生活扶助相当CPIにおける作成方法の特異性を指摘する。この議論を展開した上で、生活扶助相当CPIが公表された政治的経緯と政策決定に及ぼした影響を詳らかにする。これら一連の過程を検討することにより「証拠に基づく政策」という視点の脆弱さが明らかとなろう。同時にそれが故に、事実証拠の透明性と検証可能性の重要性もまた明らかにされるであろう。

1. 物価指数の学説をめぐる概略史

物価指数の学説史を俯瞰し、統計学の歴史の中でそれを位置づけ、体系的に考究した研究は皆無に等しい。しかしながら、物価指数論それ自身の歴史として、主に指数算式をめぐる論争史を中心に議論を展開している研究はいくつか上げられる。例えば、高木（1994）や高崎（1975）の研究がそれに相当する。また、森田（1935）、Walsh（1901）、Fisher（1922）、ILO（2004）も、断片的にはあるが物価指数の歴史を取り上げており、学説史上の主要な論点を知る上では有益な研究である。

このうち、高木（1994）の研究は、統計学史研究としての体系性には欠けるものの、今日よく知られたラスパイレス指数やパーシェ指数をめぐる論争史を著者独自の見解に基づき精緻に分析している点では優れた文献である。そこで以下本節では、高木（1994）の論点を参照しながら、今日、主要な算式として各国の統計機関で多く採用されているラスパイレス指数及びパーシェ指数をめぐる論争史に焦点を当て検討を行う。

そもそも物価指数の作成は、Lowe（1823）の試みにもあるように19世紀初頭から現れるが、指数算式をめぐる議論が活発化するのには19世紀半ばに入ってからである。ラスパイレス指数やパーシェ指数もこの時期に形成されている。その歴史的背景については、少なくとも次の二点を指摘しておく必要がある。

一つは19世紀を通じて資本主義経済が発展し、その結果生じた様々な経済現象が大きな社会問題として顕在化したことである。こうした状況に呼応して、欧米各国の統計機関や統計研究者が経済統計に関心を寄せ始めたことが、19世紀後半に物価指数をめぐる議論を喚起させた間接的要因として上げられる。

もう一つの要因は、19世紀後半にアメリカ・カリフォルニア等で金の大鉱脈が発見され、それを契機として貨幣価値が大きく変動

したことである。これが直接的要因に相当する。というのは、高木（1994）も認めるように、この要因に基づき物価指数の算式を論じたJevons（1863）・（1865）が、現代のラスパイレス指数やパーシェ指数に至る指数算式の議論を喚起させたからである。

Jevons（1863）は、カリフォルニア金鉱脈の発見を契機とした金の価値とそれに伴う貨幣価値の変化に着目して物価の変動を捉えようとした。そこでまず39品目を対象とし、1845～1862年におけるそれらの平均価格を求めている。更に1845～1850年の平均価格を基準価格として各年の価格比を求め、最後にそれらの幾何平均を用いて物価指数を導出している。その結果、当時のヨーロッパにおける物価騰貴の原因は、金の大量発見にあると指摘しているのであるが、指数算式の点で重要なのは、物価指数の算式として価格比の平均を採用しながら、「この（価格比）の平均比率は、算術平均ではなく幾何平均でなければならない」³⁾としている点で、これが物価指数論争の契機となる。その嚆矢をなしたのがLaspayres（1864）である。

ハンブルク市の物価変動を分析の対象としたLaspayres（1864）は、1831～40年における48品目の平均価格を基準価格とし、品目別価格比の算術平均（単純平均）によって1841～1868年の指数を作成している。「Jevonsによる価格変化の幾何平均は、可能な限り算術平均に変更されるべきである」⁴⁾と批判するように、物価指数の算式としては幾何平均よりも算術平均が望ましいとLaspayresは考えていたのである。もっとも、Laspayres（1864）によるJevons（1863）批判の要点は、金鉱脈発見を物価変動の主要因とする見解の否定にあって、指数算式としての幾何平均の否定は「派生的問題」であったとされる⁵⁾。しかしこの派生的な問題がやがて物価指数論の一大論争へと発展していく⁶⁾。その口火を切ったのがDrobisch（1871a）によるLaspay-

res（1863）批判であった。

Drobisch（1871a）は、Cauchy（1821）が展開した平均に関する諸定理を確認することから始める。この諸定理は、算術平均、幾何平均、調和平均の性質とそれらの諸関係を明らかにしているが、この成果に基づきDrobisch（1871a）は、まず算術平均が不適当であることを理由にJevons（1863）が幾何平均を利用したことを批判し、算術平均の重要性を指摘する⁷⁾。他方、算術平均を採用したLaspayres（1864）についても、それが単純平均であることを問題視し、加重平均を用いるべきであると主張している。こうした経緯から、高木（1994）は、Drobischを「今日の物価指数算式の基本形式である加重算術平均を導いた」⁸⁾真の貢献者として評価している。

一方、このようなDrobischの批判に対して、Laspayres（1871）は、計算式の理論的正確さを論じるよりも使用する統計の精度を問題にすべきであり、単純平均であっても加重平均の結果と近似的に近ければ、それでよしとすべきではないかと反論する。これは「算式の側の吟味」を「統計資料の側の吟味」に置き換えた問題のすり替えに他ならない⁹⁾。しかしLaspayres（1871）は、自身の主張を実証すべく、「最も正確な式（richtigen Formel）」¹⁰⁾と単純平均による指数の比較を試みる。ここで「最も正確な算式」と称する計算式こそ今日知られたラスパイレス指数に他ならない。

この論文でLaspayresは、Drobisch（1871b）の加重平均による指数、「最も正確な算式」と称する加重平均による指数、及び単純平均による指数を比較して、それらの乖離がそれ程大きくはないと主張している¹¹⁾。これに対してDrobisch（1871c）は再批判を試みるが、重要なのは、それが物価指数のウェイトをめぐる議論を深化させ、その後の論争を通じてラスパイレス指数が定着していくことになったことであろう。

そもそも今日知られたドロービッシュ指数とはラスパイレス指数とパーシェ指数の算術平均を意味する¹²⁾。このドロービッシュ指数を導出する過程で、既にDrobisch (1871a)は、今日のラスパイレス指数とパーシェ指数に等しい算式を得ていた¹³⁾。この点をめぐって高木 (1994)は、Drobischがウェイトの重要性を認識し、それがPaasche (1874)によるパーシェ指数に連なるとし、Drobischの議論が現代に至る物価指数の理論と実際の原型をもたらしたと評価している¹⁴⁾。

これらの論争を改めて概観すれば、主要な論点は、平均とウェイトをめぐる議論、つまり、算術平均か幾何平均か、単純平均か加重平均か、にあったことが理解できよう。しかしながら、本稿の課題に関連して一連の論争から読み取らなければならないより重要な点は、品目を固定しておくことについては全く争点になっていないという事実である。比較年次毎に異なる品目、異なるウェイトを用いて指数を作成し比較することは議論の対象にすらなっていない。これはつまり、バスケットの中身を比較年次毎に入れ換え、異なった品目に基づいて価格比の平均を求め比較することがLaspayresやDrobisch達にとっては想定外の操作であったことを示唆している。同一品目の価格変化を追うことによって、物価変動という経済現象の統計的認識が可能であるとする論者達の含意は、議論の余地のない

当然の前提であったと考えられる。詳細は次節で論じるが、バスケットの中身を変えた指数作成とその比較は、学説史的に見ても類例のないことであることは指摘しておきたい。

2. 生活扶助相当CPIの統計学的考察

本節では、問題とする生活扶助相当CPIの作成方法を明らかにし、その統計学的問題点を指摘する。それに先立ちこの物価指数が厚生労働省によって作成された経緯について簡単に述べておこう。

2013年1月27日、厚生労働省は生活扶助相当CPIを初めて公表した。同年2月19日には、全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）で厚生労働省社会・援護局保護課（2013）が提出されたが、この資料にはCPIの考え方や作成方法の基本が示されている。それによると、2010年を基準時とし、2008年（平成20年）の生活扶助相当CPIが104.5、2011年（平成23年）は99.5となっており、この数値に基づいた2008～2011年の変化率4.78%を生活保護受給世帯における消費の物価下落率と看做している（表1参照）。

ここで確認すべき点は、この生活扶助相当CPIが、生活保護基準部会（生活保護に関する厚生労働省の審議会）で全く議論されておらず、従ってその承認を得ないまま、実際の生活保護予算の削減率として適用されてしまったという事実である。また表1からも明

表1 統計局CPIと生活扶助相当CPI

各CPI	平成20	平成22	平成23	変化率
	2008	2010	2011	
統計局CPI（接続指数） (A)	102.1	100.0	99.7	-2.35%
生活扶助相当CPI（厚労省） (B)	104.5	100.0	99.5	-4.78%
(A) - (B)	-2.4	0	0.2	2.43%

出所：総務省統計局『平成22年基準消費者物価指数・長期時系列データ』、厚生労働省社会・援護局保護課（2013）

らかなように、総務省統計局が公表している消費者物価指数（以下、統計局CPIと略称）と比べ、生活扶助相当CPIの数値は大きく乖離しているにも拘わらず、4.78%を物価スライド分と看做して予算削減が実施されたという事実である。そこで以下この生活扶助相当CPIについて具体的に検討していこう。

2.1 作成方法とその問題点

生活扶助相当CPIについてその内容を知り得ることができる資料は、少なくとも実際にそれが平成25年度予算案に反映された2013年6月時点では、専ら厚生労働省社会・援護局保護課（2013）だけである。従って本稿でもまずこの資料の検討から議論を始めなければならない。

同資料の「生活扶助にかかわる物価の動向について」によれば、生活扶助とは、食事や水道光熱費等の基礎的な日常生活費を賄うものであるとされる。具体的には、「品目別の消費者物価指数のうち、①家賃、教育費、医療費など生活扶助以外の他扶助で賄われる品目、②自動車関係、NHK受信料など原則生活保護受給世帯には生じない品目を除いた品目」¹⁵⁾を指し、これらの品目に基づいて生活扶助相当CPIを作成したと同資料には書かれている。

ところが同資料における説明はそこで終わっており、言うところの生活扶助相当品目とは具体的に何を指し、その品目の総数はいくつになるのかも示されていない。基準時もまた明記されていないが、同資料には、「品目別CPI（抜粋）」と称して、いくつかの品目に関する統計表が掲げられており、その出所が『平成22年消費者物価指数』（総務省）となっていることから、生活扶助相当CPIの基準時が2010年であり、このCPIの基礎データは、統計局CPIにおける2010年基準の価格データ（588品目）を使用したことがここから判断できる。但し、添え書きに「上記の

表は品目の一例を抜粋したものであるため、このまま計算しても生活扶助相当CPIは算出されないことに留意」とあって、同資料の情報に依存する限り、生活扶助相当CPIを再計算することはできない。このため筆者は、参議院議員福島みずほ事務所からの請求に応じて厚生労働省社会・援護局保護課が作成した2013年5月7日付の資料に基づいて、生活扶助相当品目の価格およびウェイトを再集計し、このCPIの再計算を試みた¹⁶⁾。なお計算の基礎となる、生活扶助相当に該当しない品目とウェイトは表2に纏めておいた。

厚生労働省社会・援護局保護課（2013）の説明に従えば、2010年基準の品目総数（小分類）588品目のうち、この非生活扶助相当品目の71品目を除いた517品目の価格指数とウェイトを用いて生活扶助相当CPIが作成されたことになる。また指数の算式についても同資料では全く示されていないが、統計局CPIに基づいてそこから生活扶助に該当しない品目を除き作成したという説明から察するに、統計局CPIと同じくラスパイレズ指数を用いたことが推量される。

留意すべきことは、比較時である2008年の価格データとウェイトである。通常、ラスパイレズ指数を前提とすれば、基準時は過去の時点の意味し、比較時はその基準時からの将来の時点の意味する。実際、総務省統計局では、家計調査の結果を参照して、消費支出に占める品目別支払額（価額）の比率が1万分の1以上の品目を対象に、5年毎の基準改定を行っている。具体的に述べると、2005年基準に対して2010年基準では、28品目の追加、22品目の廃止、15品目から4品目への統合が行われ、品目総数は588品目（沖縄県調査分を含む）となっている。

そこで問題となるのは価格データの欠測値である。言うまでもないが、2005年基準に準拠している2008年は、2010年基準から見ると過去の比較時となる。その結果、小分類

表2 非生活扶助相当品目とウェイト

品目 連番	品目	ウェイト 1万分比	品目 連番	品目	ウェイト 1万分比
274	学校給食（小学校低）	10	530	普通乗用車（輸入品）	18
275	学校給食（小学校高）	10	534	ガソリン	229
276	学校給食（中学校）	12	535	自動車タイヤ	29
280	民営家賃	267	536	自動車バッテリー	7
282	公営家賃	22	537	自動車ワックス	3
283	都市再生機構・公社家賃	18	538	カーナビゲーション	17
285	持家の附属家賃	1,558	539	ETC車載器	3
288	システムバス	9	540	自動車整備費（定期点検）	33
289	温水洗浄便座	9	541	自動車整備費（パンク修理）	19
290	給湯機	28	542	自動車オイル交換料	8
291	システムキッチン	15	543	車庫借料	64
296	畳表取替費	3	544	駐車料金	8
297	水道工事費	24	545	自動車免許手数料	2
298	左官手間代	13	546	レンタカー料金	4
299	塀工事費	38	547	洗車代	6
300	植木職手間代	9	548	自動車保険料（自賠責）	34
301	板ガラス取替費	10	549	自動車保険料（任意）	168
302	ふすま張替費	10	560	PTA会費（小学校）	18
303	大工手間代	10	561	PTA会費（中学校）	17
304	ルームエアコン取付け料	19	562	私立中学校授業料	13
305	火災保険料	49	563	公立高校授業料	7
405	男子学生服	5	564	私立高校授業料	16
419	女子学生服	5	565	国立大学授業料	13
493	眼鏡	20	566	私立大学授業料	97
494	コンタクトレンズ	10	567	私立短期大学授業料	5
499	診療代	196	568	公立幼稚園保育料	3
500	出産入院料	3	569	私立幼稚園保育料	23
510	通学定期（JR）	5	570	専門学校授業料	17
511	通勤定期（JR）	13	572	教科書	4
514	通学定期（JR以外）	5	653	自動車教習料	11
515	通勤定期（JR以外）	16	656	放送受信料（NHK）	43
525	軽乗用車	35	730	保育所保育料	52
526	小型乗用車A	44	731	介護料	11
527	小型乗用車B	18	521	高速自動車国道料金	21
528	小型乗用車（輸入品）	4	522	都市高速道路料金	7
529	普通乗用車	58	ウェイト合計		3,610

出所：厚生労働省社会・援護局保護課の資料（2013年5月7日）に基づいて筆者作成。

表3 2008年において価格データのない品目とウェイト

品目 連番	品目	ウェイト 1万分比	品目 連番	品目	ウェイト 1万分比
19	*ゆで沖縄そば	1	408	婦人スーツ（春夏物、普通品）	3
48	いくら	5	410	婦人スーツ（秋冬物、普通品）	3
71	*ポーク缶詰	1	459	スリッパ	2
104	しょうが	3	489	紙おむつ（大人用）	6
115	*にがうり	1	503	予防接種料	4
116	*とうが	1	517	高速バス代	5
172	ドレッシング	6	582	電子辞書	5
180	パスタソース	3	609	ゲームソフト	6
213	やきとり	9	619	メモリーカード	2
219	焼き魚	13	626	園芸用肥料	15
220	きんぴら	8	635	月刊誌	12
253	*沖縄そば	1	661	演劇観覧料	12
262	フライドチキン	31	678	音楽ダウンロード料	3
358	フライパン	7	680	ペット美容院代	12
365	マット	9	696	洗顔料	6
397	背広服（夏物、普通品）	5			
399	背広服（冬物、普通品）	4		ウェイト合計	204

出所：筆者作成¹⁷⁾。

品目に基づいてCPIを算出する際、過去に相当する2008年の価格データに欠測値が生ずる。実際、筆者が精査したところ、基準改定の故に価格が欠測値となった品目数は32に上る（表3参照）。

なお参考までに、2008年と2011年では、品目数、ウェイト合計がどのように変化したのか纏めておいた（表4参照¹⁸⁾。

これら欠測値の処理については、厚生労働省社会・援護局保護課（2013）では全く触れていない。しかし筆者の検証から見てきたのは、2008年については、欠測値を含む32品目を除外し、485品目の価格データとウェイトを用いて指数計算を行っていたのではないかという疑念である。実際、この方法で

試算を行えば、表1で示した2008年の生活扶助相当CPIと一致する。また、長妻（2013b）の追求を受け、内閣総理大臣（2013a）で厚生労働省自身も追認したことから、このことは後に事実として確認できた。この経緯をめぐり、本節では、少なくとも次の二点を確認しておく必要がある。

第一に、2010年基準に準拠していながら、比較時の2008年と2011年では品目数が異なること。これは、2010年基準のバスケット変更を意味し、異なったバスケットに基づいたCPIを比較して、2008～2011年の物価下落率が4.78%だと主張していることに他ならない。前節でも指摘した通り、異なる品目数に基づくCPIの比較は、類例のない試みである。

表4 生活扶助相当CPIに関する品目数とウェイト

年次	品目数			ウェイト		
	基準時	2008年	2011年	基準時	2008年	2011年
		平成20年	平成23年		平成20年	平成23年
2010年基準	588			10,016		
非生活扶助相当品目		69	71		3,601	3,610
生活扶助相当品目		485	517		6,202	6,406
欠測値該当品目		34			213	
合計		588	588		10,016	10,016

この点を具体的に考えてみると問題の本質が明確になる。例えば2005年基準と2010年基準の対象品目が全く入れ換えられたと想定してみよう。当然のことながら、2010年基準に準じた2008年の品目に関する価格データは全て欠測値となるため、少なくとも小分類に基づく指数作成は断念せざるを得ない。あるいは、2010年基準の588品目のうち587品目が入れ替わり、比較時の2008年については1品目のみの価格データがある場合はどうなるのか。この1品目の価格変化を以て2008年の生活扶助相当CPIだとするのか。これらの事例はあまりに極端だという批判もあるだろうが、こうした想定は、少なくとも理論上はあり得る。それ故、政策当局が32品目の価格データを単なる欠測値として処理してよいとするのであるならば、その理論的根拠を示す必要がある。しかし厚生労働省社会・援護局保護課（2013）や内閣総理大臣（2013a）からはそれが全く見えてこない。理解できる

のは、2005年から2010年の基準改訂に伴い価格データが欠落したという理由で2008年と2011年の品目数が異なるということだけである。

確認すべき第二の点は、表1で示したように、2008年の生活扶助相当CPIが統計局CPIに比べて大きく乖離していることである。一般に、統計局CPIの年次別時系列データは、基準年が異なるものも含まれているため接続指数と呼ばれるCPIを公表している。この接続指数とは、旧基準の価格とウェイトのデータを用いて新基準時までの指数を算出し、旧基準に基づく新基準時の数値を100に置き換えるための係数（リンク係数）を用いて、新基準時以前の数値を調整したCPIである¹⁹⁾。表1で示されている統計局CPIの102.1はこの接続指数に相当する。

このような指数の接続については、価格データに係わる欠測値の恣意的な処置を回避する上でも一定の合理性が認められる。そこ

表5 生活扶助相当CPIの接続指数

年次	基準年	ウェイト	2008年	2010年
統計局CPI	2005年	10,000	101.7	99.6
生活扶助相当CPI	2005年	6,425	101.7	99.9
	接続指数		101.8	100.0

出所：総務省統計局『平成22年基準消費者物価指数』及び『平成17年基準消費者物価指数』に基づいて筆者作成。

で同様の接続方法によって生活扶助相当CPIの再計算を試みたところ、2008年の生活扶助相当CPI（接続指数）は表5のように101.8となり、表1の統計局CPIの102.1をやや下回った。従って、この接続指数を用いた2008～2011年の下落率も2.26%となり、厚生労働省社会・援護局保護課（2013）が主張する4.78%とは大きく乖離する結果となった。何故2008年の数値がこのように大きく異なるのか。引き続き検討を行うこととしよう。

2.2 2008年における計算結果の要因

生活扶助相当CPIがラスパイレズ指数であるならば、加重平均の性質から、この2008年の乖離については次のような推測が成り立つ。即ち、2008～2010年の生活扶助に相当する485品目の価格は、生活扶助に相当しない71品目（非生活扶助相当品目）の価格に比べて下落幅が総じて大きいという推測である。この推測を精査した結果が表6である。

表6では、2010年基準の588品目から価格の欠測値がある34品目（非生活扶助相当品目の2品目を含む）を除いた「一般品目」の554品目、更にこの554品目のうち「生活扶助相当品目」の485品目と「非生活扶助相当品目」の69品目について、様々な計算結果が示されている。このうち先ず着目すべき

は、価格指数の単純平均（相加平均）を示す「平均価格指数」である。この結果を比較すると、「一般品目」では103.7、「生活扶助相当品目」では103.5、「非生活扶助相当品目」では104.5となっており、「非生活扶助相当品目」の平均値が最も大きい。つまりこれを見る限りでは、2008～2010年における価格の下落幅は、「非生活扶助相当品目」が最も大きく先の推測が成り立たない。しかし価格指数の加重平均（総合指数）では、この順序関係は逆転する。単純平均では最も数値の大きかった「非生活扶助相当品目」が102.3と最も小さくなり、逆に最も小さかった「生活扶助相当品目」が104.5と最も大きくなり、前述した推測の妥当性を裏付ける結果となっている。これはウェイトの大きさが平均値の変化に大きく影響していることを示唆している。

周知のようにラスパイレズ指数は次のように定式化される。

$$L = \frac{\sum_{i=1}^n p_{it} q_{oi}}{\sum_{i=1}^n p_{oi} q_{oi}} \times 100 \quad (1)$$

但し、品目数を n 、任意の品目 i について、基準時価格を p_{oi} 、比較時価格を p_{it} 、基準時購入数量を q_{oi} 、比較時購入数量を q_{it} とする。ここで総務省統計局（2011a）に従い、基準時

表6 2008年の生活扶助相当CPIに関する品目数とウェイト

年次	品目			平均価格指数（103.6）を上回る品目			
	品目数	総合指数	平均価格指数 （単純平均）	品目数	構成比	ウェイト 合計	構成比
2010年基準	588						
一般品目	554	103.7	103.6	157	28.3%	2,084	21.3%
生活扶助相当品目	485	104.5	103.5	149	30.7%	1,731	27.9%
非生活扶助相当品目	69	102.3	104.3	8	11.6%	353	9.8%
欠測値品目	34						

注）「欠測値品目」の中には、「非生活扶助相当品目」に該当する2品目が含まれている。

に固定された価額 $p_{oi} \times q_{oi}$ をウェイトとして w_{oi} とすれば、(1)式は

$$\frac{\sum_{i=1}^n \frac{p_{ti}}{p_{oi}} w_{oi}}{\sum_{i=1}^n w_{oi}} \times 100 \quad (2)$$

となり、更に

$$\sum_{i=1}^n \left(\frac{p_{ti}}{p_{oi}} \cdot \frac{w_{oi}}{\sum_{i=1}^n w_{oi}} \right) \times 100 \quad (3)$$

と書き換えることができる。なお、 $\sum_{i=1}^n w_{oi}$ は、理論上10,000となるべきであるが、実際に公表されている小分類の品目別ウェイトが整数値であることから、この丸め誤差の影響で10,016となる(表4参照)。

着目すべきは(3)式で、ラスパイレス指数の大きさを左右するのは価格比とウェイト比であることがこの式から直ちに理解できる。故に先の問題に立ち戻れば、価格指数の単純平均と加重平均の結果が逆転するのは、ウェイトの相対的な大きさ(ウェイト比)が作用していると考えられる。つまり、非生活扶助相当品目には、価格が大きく下落した品目があるものの実際それらのウェイト比は小さく、結果として加重平均である総合指数では数値が小さくなったと推量され得るのである。

この点を更に検証したのが、表6の「平均価格指数(103.6)を上回る品目」に関する数値である。これらは、「一般品目」の平均価格指数103.6を基準とし、その数値を上回る価格指数の品目数とウェイトにおける構成比を、一般品目、生活扶助相当品目、非生活扶助相当品目について示したものである。このうち構成比について見てみると、「一般品目」と比較して「生活扶助相当品目」は、「品目数」及び「ウェイト」が共に大きく、「非生活扶助相当品目」は共に小さい。換言すれば、価格の下落幅とウェイトが比較的大きいと看做される品目が、「生活扶助相当品目」

には相対的に多いということになる。生活扶助相当CPIが、表1の統計局CPI(接続指数)102.1を大きく上回るだけでなく、表5の「一般品目」における「総合指数」103.7をも大きく上回った要因の第一はここにあると言える。

繰り返しになるが、ラスパイレス指数によるCPIの大きさは、個々のウェイトではなく、個々のウェイト比に大きく依存する。2010年基準の品目から、非生活扶助相当品目を除外し、更に欠測値となった品目を除外しなければ、ウェイトの合計が小さくなっていくわけであるから、当然のことながら残された「生活扶助相当品目」の各ウェイト比は大きくなっていく。これが生活扶助相当CPIの数値を更に押し上げる第二の要因になったと考えられるのである。

3. 生活扶助相当CPIの政治的利用

以上の議論から、生活扶助相当CPIは異例としか言いようのない算式で作成されたものであり、それ故に、基準時から過去に遡る比較時の2008年における数値が過大になったことを明らかにした。問題は、このCPIに基づいた2008~2011年の下落率4.78%が生活保護費におけるデフレ分の削減率として実際に適用された、という事実である。

従来、生活保護費を含む生活扶助基準額の改定に際しては、消費水準均衡方式と呼ばれる基準が適用されてきた²⁰⁾。ところが今回の生活扶助基準額の削減に当っては、突如として生活扶助相当CPIという統計指標を持ち出し削減率の基準とされた。しかも表7で示されているように、厚生労働省による生活扶助相当CPIの下落率は突出している。またこの表では、非生活扶助相当品目についても2010年基準で試算した結果を示しているが、総品目数が生活扶助相当品目と非生活扶助相当品目の合計であることから、相加平均の性質を考慮すると、非生活扶助相当CPIと統計

表7 生活扶助相当CPIと非生活扶助相当CPI

指 標	2008	2011	変化率
統計局CPI（接続指数）	102.1	99.7	-2.35%
非生活扶助相当CPI	102.3	100.2	-2.05%
非生活扶助相当CPI（接続指数）	102.1	100.2	-1.86%
生活扶助相当CPI（接続指数）	101.8	99.5	-2.26%
生活扶助相当CPI（厚生労働省）	104.5	99.5	-4.78%

注) 表中の「非生活扶助相当CPI」, 「非生活扶助相当CPI（接続指数）」, 「生活扶助相当CPI（接続指数）」は筆者の試算による。

局CPI及び生活扶助相当CPI（接続指数）は、接続に伴う計算誤差を考慮してもある程度整合性のある数値となっている。対照的に生活扶助相当CPI（厚生労働省）の数値は、これらと比較しても不自然さが目立つ。

何故、生活扶助基準額削減という社会的に影響の大きい政策に、このようなCPIをわざわざ作成し実際に使用しなければいけなかったのか。それについては、厚生労働省が国会質疑等の場を通して表明した生活扶助相当CPIに対する考え方を分析することである程度明らかにすることができる。そこでこの問題をめぐる一連の政治的過程を時系列に即して見ていくことにしよう。

厚生労働省が生活扶助相当CPIを公表し、それを以て基準額削減の根拠としようとした際、野党系の国会議員が国会質疑や質問主意書等を通して問題提起を行っている。このうち最も集中的に生活扶助相当CPIの問題点を取り上げ追求したのが長妻昭であった。そこでまず、衆議院厚生労働委員会（2013）において長妻が行った質問と厚生労働大臣の答弁を確認しておこう。この国会質疑で、長妻が生活扶助相当CPIについて行った質問の主旨は次の2つに集約できる。

①2010年基準と言いながら2008年と2011年とでは品目数が異なっている。これは統計学的に見てもおかしいやり方ではないか。

②総務省統計局のCPIでは、基準時の異なるCPIを時系列化する際、接続指数を作成している。厚生労働省も同様の方法で生活扶助相当CPIの再計算を行うべきではないか。

この長妻の質問に対して厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIが「ラスパイレス指数」であることを認めた上で、品目数が異なっていることも2008年と2011年の比較は可能であるとの見解を示している。全体として指数化しているため、品目数が異なっているも「足元の消費の実態に合わせた指数化」という点では全く問題ないというのがその理由で、むしろ生活保護世帯の消費実態に即しているという点では適切な指標であると強調している。当然のことながら、生活扶助相当CPIにおける接続指数の再計算も拒否している。

このCPIの統計学的問題点については再説しない。ここでの問題は、厚生労働大臣が、それをラスパイレス指数であると認め、また直近の消費実態を反映した指数であると答えていることである。これらの論点は、引き続き長妻が提出した質問主意書及びその答弁書で詳しく議論されている。そこで一連の資料を追いながら更に検討を続けていこう。

長妻（2013b）・（2013c）では、生活扶助相当CPIについて、様々な問題点の指摘と提案を行っているが、前述の二つの論点と関連して重要なのは次の三つの質問である。

①生活扶助相当CPIの目的は何か。またこの

CPIはラスパイレス型指数か否か。ラスパイレス型指数に該当しない場合、統計学的には何型の算式に相当するのか。

②何故2008年の指数では、生活扶助相当CPI対象509品目のうち24品目を削除して485品目のみで計算しているのか。

③「通常の計算方式（接続指数）」で2008年の生活扶助相当CPIを再計算すると101.8、2011年は99.5である。従って下落率は2.26%となるがこの計算値は正しいか²¹⁾。また、年金の物価スライドについては「通常の計算方式」で求められたCPIの下落率を採用しているが、同じ厚生労働省が、生活扶助基準額の切り下げのときには今回採用の方法を使った。年金と生活保護とで異なる計算方法を採用したのは何故か。

これらの質問に対して、厚生労働省は、内閣総理大臣（2013a）・（2013b）で公式の見解を示している。それによると、まず質問①については、「生活扶助基準の見直しに当って、物価の動向を勘案することを目的として用いた手法であり、その手法については、適切であると考えている²²⁾としながら、「このような手法の統計学上の名称については、承知していない²³⁾と述べている。つまり厚生労働省は、生活扶助相当CPIがラスパイレス指数であることを認めていた厚生労働大臣の発言を撤回し、生活扶助相当CPIが統計学的根拠に全く欠けた物価指数であることを認めてしまっているのである。

また質問②については、「平成二十二年基準消費者物価指数の長期時系列データにおける平成二十二年平均全国品目別価格指数が存在しないため、いずれも用いることができなかった²⁴⁾と答えている。しかしこれは、「可能な限り最新の消費実態を反映した物価の動向を勘案²⁵⁾するために2010年基準を採用したとする主張と明らかに矛盾する。

ここでも問題となるのはウェイトである。そこで、典型的な事例として「テレビ」を取

り上げてみよう。この品目は、2008年から2010年に価格指数の下落幅が大きく（485品目中第4位）、且つウェイトが97と大きい（485品目中第5位）。このウェイトが直近の消費動向を示していると看做し得るのは、97という数値それ自身はなく、平均消費支出額10,000に対する97である。ところが生活扶助相当CPIでは、71品目をそこから除いているため、2010年基準のウェイトは、残された517品目におけるウェイト合計の相対比とならざるを得ない（表4参照）。1万分率に変換すると

$$\frac{97}{6406} \times 10000 = 151.4$$

となる。一方、2010年の基準時における「テレビ」のウェイトは、あくまで1万分率で97であって151.4ではない。従って、非生活扶助相当品目を除いた時点で、最早2010年の消費実態を反映したウェイトとは看做すことはできない。また、価格データが存在しないという、消費実態とは全く無関係の理由で更に32品目を除いた2008年のウェイトは

$$\frac{97}{6202} \times 10000 = 156.4$$

となり、本来のウェイト97から益々乖離した、つまり消費実態とは益々かけ離れた数値に変化していることは留意すべきである。少なくとも2008年の生活扶助相当CPIは、厚生労働省が主張するような最新の消費動向を反映した指数であるとは言いがたい。

しかしながら厚生労働省は、このCPIが多くの問題点を含んでいるにも拘わらず、見直す姿勢を示さない。質問③に対して長妻（2013c）が生活扶助相当CPIの接続指数を試算しその結果を示しているながら、「通常のCPI計算方式による生活扶助相当CPIの具体的な内容が必ずしも明らかではないため」、その数値が正しいか正しくないか答えることができないとする回答にその姿勢がはっきりと表れている。また年金の物価スライドにつ

いても「国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定等を踏まえて、消費者物価指数における年平均の総合指数等を用いている」²⁶⁾とだけ答え、統計局CPIとは異なる計算方法を採用した理由について全く触れていないことも、その姿勢を傍証している。

こうした見解を敷衍して行けば、学術的根拠の有無に拘わらず、法律上の拘束さえなければ、どのような算式を用いようと、またそれを実際の施策にどのように利用しようとする問題はない、ということにならざるを得ない。しかしこれは、先の西村（2005）による批判を図らずも追認し、「証拠に基づく政策」の脆弱性を露呈してしまうことにもなる。

そもそも基準額の改訂根拠としてCPIを試算するのであれば、生活保護受給世帯の消費実態を調査し、それを反映させたCPIを作成するのが本筋で、長妻（2013c）でも同様の指摘を行っている。それにも拘わらず、厚生労働省が敢えて生活扶助相当CPIの妥当性を主張し続けるのには、何か物価変動とは別の理由がそこにはあるように思えてならない。

この点についての更なる言及は避ける。しかし生活扶助相当CPIをめぐる一連の経緯を検討していくと、それが生活保護受給世帯の消費実態に即したCPIであるというよりは、先に「4.78%の物価下落」という結論ありきのCPIであることがはっきりとする。その意味で生活扶助相当CPIとは、正しく政治的産物なのだと見えよう²⁷⁾。

おわりに

本稿の議論を総括すると次のようになる。生活扶助相当CPIは、生活保護受給世帯における最新の消費実態を反映させたCPIであるとする厚生労働省の主張とは裏腹に、統計学的にも経済学的にも根拠の欠いた作成方法に基づいて導き出されたものである。問題は比較時の2008年と2011年で対象となる品目数が異なることである。もともと統計局CPIと

同様ラスパイレズ式を採用しようとしていたにも拘わらず、この両年は異なる基準年次を含むため、旧基準年（2005年）の品目に準拠すべき2008年のCPIを、新基準年（2010年）の品目に準じてCPI作成をしようとしたところに無理が生じた。それにも拘わらず、敢えて新基準年の品目に準拠して2008年と2011年の生活扶助相当CPIを作成した結果、両者は、品目数が異なる、つまりバスケットの構成が異なるCPIとならざるを得なかった。またこのような作成方法は、過去の学説に照らし合わせてみても類例を見ないものであることは既に論じたとおりである。

このCPIについて更に看過できない点は、それが学術上の問題に留まらず、2008年と2011年のCPIを比較し、その下落率を以て生活保護基準額における「物価スライド分」の削減率と看做されたことであろう。その意味で、生活扶助相当CPIは、単に物価水準を表す統計学的、経済学的指標という枠組みを超えた政治的産物であると見ることができる。当然のことながらその下落率4.78%は政治問題化し、国会審議の場で生活扶助相当CPIの全容が明るみに出された。本稿で試みた分析が可能となったのもこうした事情による。

このように見ていくと、「証拠に基づく政策」とは掛け声ばかりで日本の立ち遅れは否めない。しかしながら、本稿の考察を通じて、事実証拠と公的統計の関係をめぐりいくつか重要な論点もまた明らかになったと考えられる。今後の課題も含め、以下それらの点を述べ擱筆することとしたい。

一つは、加工統計における加工方法の問題である。事実証拠の透明性と検証可能性という視点に鑑みると、生活扶助相当CPIの問題は、データではなくその作成方法にある。価格及びウェイトのデータは、公的統計として公表されており、所謂統計の品質も、これらが総務省統計局によって公表されている以上、一定の質保証がなされているものと看做すこ

とができる。しかし総務省統計局（2011b）も述べるように、質保証の対象となるのは、統計法に規定された基幹統計と一般統計であり、本稿で問題にした生活扶助相当CPIは、当然のことながら含まれない²⁸⁾。故に本稿の考察を通じて言えることは、事実証拠をめぐる透明性と利用可能性は、統計データに対してだけでなく、統計的方法についても重要な問題なのだとということである。

もう一つは、生活扶助相当CPIのような統計指標が専門知の検証を経ぬまま実際の政策

に利用されることが何故許容されてしまうのかという問題である。それはまた、こうしたことを未然に防ぐにはどのような仕組みが必要なのかという問題と直結している。筆者の考えでは、そのための基礎作業として、所謂縦割り行政の問題、そうした組織に基づく官僚集団の行動原理、更にはそれらと専門知との関係を、政治学的及び社会学的に分析する必要がある。これらについては、今後の課題として引き続き検討していきたい。

注

- 1) OECD World Forum on Key Indicators “Statistics, Knowledge and Policy”
<http://www.oecd.org/site/worldforum06/36422528.pdf>
- 2) 西村（2005），7頁。
- 3) Jevons（1863），p.23.
- 4) Laspayres（1864），S.97.
- 5) 高木（1994），36頁。
- 6) 価格比の平均をめぐり，幾何平均を用いるべきか算術平均を用いるべきかについての学説史的な研究としてはWalsh（1921）を参照のこと。
- 7) Drobisch（1871a），S.44-45.
- 8) 高木（1994），35頁。
- 9) この議論については，同上，40～47頁を参照のこと。
- 10) Laspayres（1871），S.302.
- 11) Ebenda，S.303.
- 12) Drobisch（1871b），S.148-149，Drobisch（1871c），S.425.
- 13) Drobisch（1871a），S.37-38.
- 14) この高木の評価については，高木（1994），66頁を参照のこと。
- 15) 厚生労働省社会・援護局保護課（2013），29頁。
- 16) この資料は，中日新聞の白井康彦編集委員より提供された。
- 17) 価格データは，総務省統計局が公表している「平成22年基準消費者物価指数」における「長期時系列データ」の「品目別価格指数（全国・小分類）」を利用した。
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001033700&cycode=0>
- 18) 但し，2010年のウェイト合計は，価格別ウェイトの丸め誤差により10,016となっている。また非生活扶助相当品目の中にも2品目の欠測値データが存在しているため2008年の欠測値該当品目は34となっている。
- 19) これについては，総務省統計局（2011a），6頁を参照のこと。
- 20) これについては，布川（2013）を参照のこと。
- 21) 長妻（2013b）で示されたこの試算は，長妻の要請を受けて国立国会図書館調査及び立法考査局社会労働課が行ったものである。
- 22) 内閣総理大臣（2013a），1頁。
- 23) 同上，2頁。
- 24) 同上，3頁。
- 25) 同上，2頁。

- 26) 内閣総理大臣 (2013b), 13頁。
- 27) このためジャーナリストの立場からもこの問題が取り上げられている。これについては、白井 (2013) の他に、例えば同じく白井による東京新聞の署名記事 (2013年12月4日・夕刊) や雑誌記事 (『週刊金曜日』978号, 2014年2月7日) 等を参照のこと。
- 28) 総務省統計局 (2011b), 2頁。

参考文献

1. 生活扶助相当CIPに関連する文献

- 厚生労働省社会・援護局保護課 (2013), 「全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会)」, 全国厚生労働関係部局長会議 (2月19日)。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2013/02/dl/tp0215-07-01p.pdf>
- 長妻昭 (2013a), 「生活保護基準切り下げと、それに伴う低所得者対策への影響に関する質問主意書」 衆議院質問主意書 (4月18日)。
- 長妻昭 (2013b), 「生活扶助相当CPIに関する質問主意書」 衆議院質問主意書 (6月6日)。
- 長妻昭 (2013c), 「生活保護の制度と水準に関する質問主意書」 衆議院質問主意書 (6月20日)。
- 内閣総理大臣 (2013a), 「衆議院議員長妻昭君提出生活扶助相当CPIに関する質問に対する答弁書」 衆議院質問答弁書183第97号 (6月14日)。
- 内閣総理大臣 (2013b), 「衆議院議員長妻昭君提出生活保護の制度と水準に関する質問に対する答弁書」 衆議院質問答弁書183第114号 (6月28日)。
- 衆議院厚生労働委員会 (2013), 「衆議院厚生労働委員会速記録 (議事速報) 15号」 (5月29日)。
- 総務省統計局 (2011a), 「平成22年基準消費者物価指数の解説」 総務省統計局。
<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/kaisetsu/index.htm>
- 総務省統計局 (2011b), 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」 総務省統計局。
<http://www.stat.go.jp/index/seido/pdf/3-4.pdf>
- 上藤一郎 (2013), 「生活保護基準部会報告書の統計的分析をめぐって」, 『貧困研究』 貧困研究会, vol. 10, 57~61頁。
- 白井康彦 (2013), 「生活扶助相当CPIの検証」, 『貧困研究』 貧困研究会, vol. 10, 66~69頁。
- 布川日佐史 (2013), 「生活保護基準をめぐる動向と貧困研究の課題」, 『貧困研究』 貧困研究会, vol. 10, 52~56頁。

2. 物価指数論・その他の文献

- Cauchy, A.L. (1821), *Cours d'analyse de l'ecole royale polytechnique. 1.re partie: Analyse algebrique*, Paris. 西村重人, 高瀬正仁訳 (2011) 『コーシー解析教程』 みみずく舎。
- Drobisch, M.W. (1871a), *Ueber Mittelgrößen und die Anwendbarkeit derselben auf die Berechnung des Steigens und Sinkens des Geldwethes*, Königl. Sächs. Gesellschaft der Wissenschaften, S.25-48.
- Drobisch, M.W. (1871b), “Über die Berechnung der Veränderungen der Waarenpreise des Geldwethes”, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.16, S.143-156.
- Drobisch, M.W. (1871c), “Über einige Einwürfe gegen die in diesen Jahrbücher veröffentlichte neue Methode, die Veränderungen der Waarenpreise des Geldwethes zu berechnen”, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.16, S.416-427.
- Fisher, I. (1922), *The Making of Index Numbers: A Study of Their Varieties, Tests, and Reliability*, Houghton Mifflin.
- Haberler, G., *Der Sinn der Indexzahlen: Ein Untersuchung über den Begriff der Preisniveaus und die Methoden seiner Messung*, J.C.B. Mohr, 1927.
- ILO, et. al. eds. (2004), *Consumer Price Index Manual: Theory and Practice*, ILO. 日本統計協会訳 (2005) 『消費者物価指数マニュアル — 理論と実践 —』 日本統計協会。
- Jevons, W.S. (1863), “A Serious Fall in the Value of Gold Ascertained, and its Social Effects set forth”, in *Investigations in Currency and Finance*, Macmillan, pp.13-118.

- Jevons, W.S. (1865), "A Variation of Price, and the Value of Currency since 1782", in *Investigations in Currency and Finance*, Macmillan, pp.119-150.
- Laspeyres, E. (1864), "Hamburger Waarenpreis 1851-1863 und die californisch-australischen Goldentdeckungen seit 1848, Ein Beitrag zur Lehre von der Geldentwerthung", *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.3, S.81-118, S.209-236.
- Laspeyres, E. (1871), "Die Berechnung einer mittleren Waarenpreissteigerung", *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.16, S.296-314.
- Lowe, J. (1823), *The Present State of England in Regard to Agriculture, Trade and Finance*, 2nd ed., London.
- 森田優三 (1935), 『物価指数の理論と実際』東陽出版社。
- 西村清彦 (2005), 「『事実証拠に基づく政策 evidence-based policy』の必要性」, *Economic Review*, 9(1), 富士通総研経済研究所, 4~7頁。
- Paasche, H. (1874), "Über die Preisentwicklung der letzten Jahre, nach den Hamburger Börsennotirungen", *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd.23, S.168-178.
- 高木秀玄 (1994), 『物価指数論史』高木秀玄先生著作刊行会。
- 高崎禎夫 (1975), 「物価指数論史 — 物価指数論における近代経済学と客観的価値説」, 佐藤博編『現代経済学の源流 — 学説史的検討 —』日本評論社, 197~226頁。
- 竹内啓 (2011), 「Evidence Based Policy と統計」, 「統計と日本経済」編集委員会『統計と日本経済』第1巻第1号, 東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター。
<http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/journal/journal1101.html>
- Walsh, C.M. (1901), *The Measurement of General Exchange-Value*, Macmillan.
- Walsh, C.M. (1921), *The Problem of Estimation: A Seventeenth-Century Controversy and its bearing on Modern Statistical Questions, especially Index Numbers*, P.S. King & Son.
- ※本論文の URL はすべて2014年3月10日現在のものである。

A Study of New CPI focused on Livelihood Assistance Household by Ministry of Health, Labour and Welfare

Ichiro UWAFUJI*

Summary

The purpose of this paper is to consider statistical and political problems in "Seikatsufujosoutou" CPI. This is a new CPI focused on consumption of livelihood assistance households and it has been presented by Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan. Japanese government has used this CPI to practice cutting budget for livelihood assistances, but the CPI involves some difficulties on statistical theory. For this reason, I try to find these difficulties, and then point out passive attitude of Japanese government to "Evidence based Policy". Finally, I assert the important in creditability of evidences to realize "Evidence based Policy".

Key Words

Consumer Price Index, "Seikatsufujosoutou" CPI, Laspeyres formula, Evidence based Policy, Livelihood Assistance

* Faculty of Humanities and Social Sciences, Shizuoka University

編集委員会からのお知らせ
機関誌『統計学』の編集・発行について

編集委員会

1. 常時、投稿を受け付けます。
2. 次号以降の発行予定日は、
第107号：2014年9月30日、第108号：2015年3月31日です。
3. 投稿に際しては、「投稿規程」、「執筆要綱」、「査読要領」などをご熟読願います。
4. 原稿は編集委員長（下記メールアドレス）宛にお送り願います。
5. 原稿はPDF形式のファイルとして提出して下さい。また、紙媒体での提出も旧規程に準拠して受け付けます。紙媒体の送付先は編集委員長宛をお願いいたします。
6. 原則としてすべての投稿原稿が査読の対象となります。
7. 通常、査読から発刊までに要する期間は、査読が順調に進んだ場合でも2ヶ月間程を要します。投稿にあたっては十分に留意して下さい。

編集委員会、投稿応募についての問い合わせは、
下記メールアドレス宛に連絡下さい。
また、編集委員長へのメールアドレスも下記になります。

editorial@jsest.jp

編集委員長 岡部純一（横浜国立大学）

副委員長 長澤重克（立命館大学）

編集委員

栗原由紀子（弘前大学）

橋本貴彦（立命館大学）

山田 満（関東支部所属）

[注記] 2013年度より編集体制の見直しとして、第一次査読を従来のように支部選出委員が担当するのではなく、編集委員会全体で担当するように方針を変更しています。『統計学』の定期刊行にも力点をおく所存です。常時、投稿を受け付けていますので、できるかぎり早期のご投稿をお願いいたします。

経済統計学会

以上

編集後記

研究成果をご投稿いただいた執筆者のみなさん、査読に関わってくださった会員のみなさんに対し心より御礼申し上げます。「論文不正」をめぐるスキャンダルがマスメディア等を賑わす昨今ですが、まずは新しい研究内容や大胆な発想を産み出す労苦を正當に評価できる学術誌を目指したいものです。ミスや失敗をおそれずに挑戦する若手研究者の研究をむしろ応援しています。

（岡部純一 記）

執筆者紹介 (掲載順)

上 藤 一 郎 (静岡大学人文社会科学部)
岡 野 光 洋 (一般財団法人アジア太平洋研究所研究員)
菅 幹 雄 (法政大学経済学部)

支 部 名

事 務 局

北 海 道	004-0042	札幌市厚別区大谷地西 2-3-1 北星学園大学経済学部 (011-891-2731)	古 谷 次 郎
東 北	986-8580	石巻市南境新水戸 1 石巻専修大学経営学部 (0225-22-7711)	深 川 通 寛
関 東	192-0393	八王子市東中野 742-1 中央大学経済学部 (042-674-3424)	芳 賀 寛
関 西	525-8577	草津市野路東 1-1-1 立命館大学経営学部 (077-561-4631)	田 中 力
九 州	870-1192	大分市大字旦野原 700 大分大学経済学部 (097-554-7706)	西 村 善 博

編 集 委 員

金子治平 (関 西) [長] 西村善博 (九 州) [副]
山田 満 (関 東) 橋本貴彦 (関 西)
栗原由紀子 (関 東)

統 計 学 No.106

2014年3月31日 発行	発行所	経 済 統 計 学 会 〒194-0298 東京都町田市相原町4342 法政大学日本統計研究所内 TEL 042(783)2325 FAX 042(783)2332 http://www.jsest.jp/
	発行人	代表者 森 博 美
	発売所	音羽リスマチック株式会社 〒112-0013 東京都文京区音羽1-6-9 TEL/FAX 03(3945)3227 E-mail: otorisu@jupiter.ocn.ne.jp 代表者 遠 藤 誠

STATISTICS

No. 106

2014 March

Articles

A Study of New CPI focused on Livelihood Assistance Household
by Ministry of Health, Labour and Welfare

..... Ichiro UWAFUJI (1)

Note

Exchange Rate and Japanese Monetary Policy in the 1980s/90s
— A VECM Approach With Long Run Restriction —

..... Mitsuhiro OKANO (17)

The Current Situation of Business Register in European countries, U.S.A and Canada

..... Mikio SUGA (29)

Activities of the Society

Activities in the Branches of the *Society* (38)

Prospects for the Contribution to the Statistics (42)

JAPAN SOCIETY OF ECONOMIC STATISTICS
